



# 熊本県公報

第13416号  
令和7年(2025年)  
3月18日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目次

- 告 示**
- 熊本県手数料条例第3条の表第2条第1項第405号の2の手数料の項第3欄の知事が別に定める場合…………… (財政課) 1
  - 最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 2
  - 熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領の一部を改正する要領…………… ( 〃 ) 2
  - 児童福祉法第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止…………… (障がい者支援課) 2
  - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
  - 低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領…………… (管理調達課) 3
- 公 告**
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 3
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( 〃 ) 3
  - 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 4
  - 公共測量の終了…………… (監理課) 4
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
  - 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( 〃 ) 5
  - 肥料登録…………… (農業技術課) 5
- 登 載 依 頼**
- 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の一部を改正する規程…………… (警察本部会計課) 6
  - 熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程…………… (議会事務局) 6
  - 熊本県議会議員防災被服類貸与規程の一部を改正する規程…………… ( 〃 ) 6
  - 警備員等の検定等に関する規則による熊本県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務…………… (警察本部生活環境課) 7
  - 令和6年度(2024年度)八代地域保健医療推進協議会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会) 8
  - 令和6年度(2024年度)球磨地域保健医療推進協議会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会) 8

## 告 示

### 熊本県告示第192号

熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号。以下「条例」という。)第3条の表第2条第1項第405号の2の手数料の項第3欄の規定に基づき、知事が別に定める場合を次のように定め、令和7年3月24日から施行する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木村 敬

条例第3条の表第2条第1項第405号の2の手数料の項第3欄の知事が別に定める場合は、次表左欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる場合とする。

事務の区分	申請のときに手数料を納付する場合
特定免許情報の記録	道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この表において「法」という。)第95条の2第6項の規定による申出をする場合(法第104条の4第3項の規定により運転免許が与えられる場合に限る。)
	法第101条の4の2第2項の規定による申出(以下この表において「更新時不交付申出」という。)をする場合
	法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合であって、法第92条第1項の規定による運転免許証(仮運転免許に係るものを除く。)

	以下この表において同じ。)の交付(法第104条の4第3項の規定により与えられる運転免許に係るものに限る。)又は法第101条の4の2第1項の規定による運転免許証の交付と同時に記録を受ける場合
免許情報記録の書換え	法第106条の4第2項の規定に基づくものである場合

**熊本県告示第193号**

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。  
令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木村 敬

最低制限価格事務処理要領の一部を改正する要領  
最低制限価格事務処理要領(平成16年熊本県告示第274号)の一部を次のように改正する。

2中「臨時的業務」の次に「及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第4号イに規定する特定役務に該当する業務」を加え、2の(1)中「(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第2条第4号イに規定する特定役務に該当するものを除く。)」を削り、2の(6)中「(特例政令第2条第4号イに規定する特定役務に該当するものを除く。)」を削り、2中(6)を(14)とし、(5)の次に次のように加える。

- (6) 庁舎衛生管理業務
- (7) 浄化槽点検清掃業務
- (8) エレベータ保守業務
- (9) 自動ドア保守業務
- (10) 自家用電気工作物保守業務
- (11) 空調設備保守業務
- (12) ボイラー保守業務
- (13) その他庁舎管理業務

3中「次の」を「4の」に改め、(1)及び(2)を削る。

7を8とし、4から6までを1ずつ繰り下げ、3の次に次のように加える。

4 最低制限基準価格  
最低制限基準価格は、予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の8を乗じて得た金額(円未満切上げ)とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

**熊本県告示第194号**

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木村 敬

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領の一部を改正する要領

熊本県物品の調達、不用物品の売却及び業務委託契約に係る入札情報の公表要領(平成25年熊本県告示第319号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中エを削り、オをエとし、同条第4項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別記様式を削る。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

**熊本県告示第195号**

次のとおり児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により公示する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
しらぬい児童デ	社会福祉法人しらぬ	令和6年(2	435020	指定保育所

イサービス 八代市高小原町 1507番地の 1	い会 八代市高小原町15 07番地の1 坂田 真透	024年) 1 2月27日	0012	等訪問支援
----------------------------------	------------------------------------	------------------	------	-------

**熊本県告示第196号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和7年（2025年）3月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年（2025年）3月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	山鹿植木線	山鹿市鹿央町霜野字西谷 1117番地先から 同所 1119番1地先まで	22.9	災害防除

2 供用を開始する期日 令和7年（2025年）3月18日

**熊本県告示第197号**

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和7年（2025年）3月18日

熊本県知事 木 村 敬

低入札価格調査事務処理要領の一部を改正する要領  
低入札価格調査事務処理要領（平成15年熊本県告示第366号）の一部を次のように改正する。

2の(2)中「庁舎清掃業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）で」を「最低制限価格事務処理要領（平成16年熊本県告示第274号）2の(1)から(14)までに定める業務（他の業務を含めて発注する場合を含む。）のうち」に改め、「(3)において「庁舎清掃業務」という。」を削り、2の(3)を削る。

3の(1)中「情報処理業務」を「2の(1)に定める業務」に改め、3の(2)中「庁舎清掃業務」を「2の(2)に定める業務」に改め、3の(3)を削る。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

**公 告**

**熊本県公告第158号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和7年（2025年）3月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 築造者の住所 玉名市河崎695番地
- 2 築造者の氏名 有限会社三栄企画
- 3 道路の位置 玉名市築地字前畑1153番13及び同1156番5並びに里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートルから6.00メートルまで
- 5 道路の延長 40.00メートル
- 6 指定年月日 令和7年（2025年）3月4日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第335号

**熊本県公告第159号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年（2025年）3月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字平川字亀甲1406番3の一部  
10,819.25平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
菊池郡大津町大字平川1500  
本田技研工業株式会社熊本製作所

**熊本県公告第160号**

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
値賀 和利	多良木町	株式会社中神農園	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字新山2215-1ほか3筆
小笹 盛房	多良木町	湊田 輝彦	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字牛島3537ほか1筆
山本 羊子	多良木町	農事組合法人たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字京塚1141-1ほか2筆
山本 献二	多良木町	農事組合法人たらぎ大地	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字京塚1143-1ほか2筆
龍 輝代	南関町	高椋 信享	南関町	玉名郡南関町大字肥猪字茶ノ木浦2635-1ほか1筆
岩下 輝彦	南関町	高椋 信享	南関町	玉名郡南関町大字肥猪字柳田2151-1ほか2筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
大柿 章治	人吉市	人吉市中神町字馬場字九反田656ほか5筆
須恵 康博	人吉市	人吉市東漆田町字栗ノ丸2379ほか1筆
横谷 政美	人吉市	人吉市矢黒町字平原1544-1ほか2筆
山崎 大作	荒尾市	荒尾市本井手字森脇1103ほか1筆
山崎 大作	荒尾市	荒尾市上井手字柿ノ本338ほか1筆
山崎 大作	荒尾市	荒尾市本井手字森脇1077
山崎 大作	荒尾市	荒尾市本井手字森脇1078
山崎 大作	荒尾市	荒尾市本井手字西ノ富地1182
松永 久代	荒尾市	荒尾市本井手字後田67-1ほか2筆
松永 久代	荒尾市	荒尾市下井手字前田346ほか1筆
丸木 義寛	荒尾市	荒尾市上井手字後田379-1
丸木 義寛	荒尾市	荒尾市上井手字後田388-3ほか9筆
浜崎 仁道	荒尾市	荒尾市本井手字六反田480ほか8筆
西村 豊行	荒尾市	荒尾市下井手字前田390ほか7筆
仁和 進	荒尾市	荒尾市上井手字尼ヶ島1102-2
仁和 進	荒尾市	荒尾市上井手字来禮原96ほか1筆
松永 久代	荒尾市	荒尾市下井手字前田341

2 認可年月日

令和7年(2025年)3月10日

**熊本県公告第161号**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量の実施

を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木 村 敬

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測深）	令和6年（2024年） 1月31日から 令和7年（2025年） 2月28日まで	菊池川管内

熊本県公告第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上仲間字居屋敷49番1、同68番2・69番合併の一部及び同102番並びに里道の一部及び水路の一部  
2, 213.85平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番1号  
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡大津町大字杉水字一ノ迫2985番1、同2985番2、同2986番、同2987番、同2989番、同2989番2、同2990番、同2991番1、同2991番4、同2992番、同2993番、同2994番、同2995番、同2997番、同3007番、同3009番、同3010番1、同3010番2、同3011番1、同3036番、同3037番、同3039番及び同3040番1  
41, 386.83平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都中央区日本橋二丁目3番4号  
株式会社フェローテックホールディングス

熊本県公告第164号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

令和7年(2025年)3月18日

熊本県知事 木 村 敬

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名 又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1388号	なたね油かす及びその粉末	一番しぼり油粕	窒素全量： 5.3 りん酸全量： 2.0 加里全量： 1.0	該当なし	有限会社堀内製油 熊本県八代郡氷川町吉本94番地	令和13年 (2031年)3月29日

登 載 依 頼

熊 本 県 警 察 本 部 告 示 第 5 号

熊 本 県 警 察 本 部 長 が 保 有 す る 行 政 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。  
令 和 7 年 3 月 1 8 日

熊 本 県 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久  
熊 本 県 警 察 本 部 長 が 保 有 す る 行 政 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程  
熊 本 県 警 察 本 部 長 が 保 有 す る 行 政 文 書 の 管 理 に 関 す る 規 程 ( 平 成 2 6 年 熊 本 県 警 察 本 部  
告 示 第 1 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。  
別 表 中 1 8 - 5 の 項 を 削 り、 1 8 - 6 の 項 を 1 8 - 5 の 項 と し、 1 8 - 7 の 項 を 1 8 -  
6 の 項 と し、 1 8 - 8 の 項 を 1 8 - 7 の 項 と す る。  
附 則  
こ の 規 程 は、 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る。

熊 本 県 議 会 告 示 第 1 号

熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。  
令 和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 3 月 1 8 日

熊 本 県 議 会 議 長 山 口 裕  
熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程  
熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 ( 令 和 5 年 3 月 3 1 日 議 会  
告 示 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。  
第 3 条 第 6 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 加 入 者 等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 加 入 者 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に  
改 め、 同 条 第 7 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に  
改 め、 同 条 第 8 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 等 」 に  
改 め、 同 条 第 1 0 号 中 「 番 号 」 の 次 に 「 又 は 同 法 第 9 5 条 の 2 第 2 項 第 1 号 の 免 許 情 報  
に 記 録 の 番 号 」 を 加 え、 同 条 第 1 1 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 組 合 員 等 記 号 ・ 番 号 」 を 「 組 合 員  
等 記 号 ・ 番 号 等 」 に 改 め、 同 条 第 1 4 号 中 「 保 険 者 番 号 及 び 被 保 険 者 番 号 」 を 「 被 保 険 者  
番 号 等 」 に 改 め る。  
第 5 条 第 2 項 中 「 次 に 定 め る 」 を 「 次 に 掲 げ る 」 に 改 め る。  
第 1 0 条 第 1 項 第 1 号 中 「、 健 康 保 険 の 被 保 険 者 証 」 を 削 り、 同 様 式 記 載 要 領 中 「、 健 康 保 険 の  
被 保 険 者 証 」 を 削 り、 「 そ の 資 格 を 証 明 す る 書 類 ( 開 示 請 求 を す る 日 前 3 0 日 以 内 に 作 成  
さ れ た も の ) に 限 り ま す。 」 を 「 そ の 次 に 「 提 示 し、 又 は 」 を 加 え る。  
別 記 第 7 号 様 式 中 「 第 2 6 条 」 を 「 第 2 6 条 第 1 項 」 に 改 め る。  
別 記 第 1 3 号 様 式 中 「 □ 健 康 保 険 被 保 険 者 証 」 を 削 り、 同 様 式 記 載 要 領 中 「、 健 康 保 険  
の 被 保 険 者 証 」 を 削 り、 「 そ の 資 格 を 証 明 す る 書 類 ( 訂 正 請 求 を す る 日 前 3 0 日 以 内 に 作  
成 さ れ た も の ) に 限 り ま す。 」 を 「 そ の 次 に 「 提 示 し、 又 は 」 を 加 え る。  
別 記 第 1 7 号 様 式 中 「 第 3 6 条 」 を 「 第 3 6 条 第 1 項 」 に 改 め る。  
別 記 第 1 8 号 様 式 中 「 の 特 定 す る 」 を 「 を 特 定 す る 」 に 改 め る。  
別 記 第 1 9 号 様 式 中 「 □ 健 康 保 険 被 保 険 者 証 」 を 削 り、 同 様 式 記 載 要 領 中 「、 健 康 保 険  
の 被 保 険 者 証 」 を 削 り、 「 法 定 代 理 人 に よ る 」 を 「 代 理 人 に よ る 」 に 改 め、 「 そ の 資 格 を  
証 明 す る 書 類 ( 利 用 停 止 請 求 を す る 日 前 3 0 日 以 内 に 作 成 さ れ た も の ) に 限 り ま す。 」 を 「  
の 次 に 「 提 示 し、 又 は 」 を 加 え る。  
別 記 第 2 3 号 様 式 中 「 第 4 3 条 」 を 「 第 4 3 条 第 1 項 」 に 改 め る。

- 附 則  
( 施 行 期 日 )  
1 こ の 規 程 は、 告 示 の 日 か ら 施 行 す る。 た だ し、 第 3 条 第 1 0 号 の 改 正 規 定 は、 令 和 7  
年 3 月 2 4 日 か ら 施 行 す る。  
( 経 過 措 置 )  
2 こ の 規 程 の 施 行 の 際 現 に 存 す る 改 正 前 の 熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す  
る 条 例 施 行 規 程 に 規 定 す る 様 式 に よ る 用 紙 は、 当 分 の 間、 所 要 の 補 正 を し て 使 用 す る こ  
と が で き る。  
3 こ の 規 程 の 施 行 の 際 現 に 改 正 前 の 熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例  
施 行 規 程 の 規 定 に 基 づ い て 提 出 さ れ て い る 書 類 は、 改 正 後 の 熊 本 県 議 会 の 保 有 す る 個 人  
情 報 の 保 護 に 関 す る 条 例 施 行 規 程 の 規 定 に 基 づ い て 提 出 さ れ た 書 類 と み な す。

熊 本 県 議 会 告 示 第 2 号

熊 本 県 議 会 議 員 防 災 被 服 類 貸 与 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。  
令 和 7 年 ( 2 0 2 5 年 ) 3 月 1 8 日  
熊 本 県 議 会 議 長 山 口 裕  
熊 本 県 議 会 議 員 防 災 被 服 類 貸 与 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

熊本県議会議員防災被服類貸与規程（昭和39年熊本県議会公告第2号）の一部を次のように改正する。

- 題名中「貸与」を削る。
- 第1条中「貸与」を「支給」に改める。
- 第2条を次のように改める。  
（支給時期及び被服類の規格）
- 第2条 被服類は、新たに議員に就任したときに支給する。支給する被服類は、防災服（常用、盛夏用、制服）、防寒服、防災帽子及び付属品とする。
- 第4条を次のように改める。  
（再度の支給及び弁償）
- 第4条 議員は、支給を受けた防災被服類が摩耗又はき損など使用に堪えなくなったとき、亡失したときは、再度支給を受けることができる。
- 2 前項の場合において、再度支給を受ける理由が議員の故意又は重大な過失によって生じたことが明らかなきときは、その費用は、当該議員が負担するものとする。
- 第5条及び第6条を削り、第7条を第5条とし、同条第2項を次のように改める。
- 2 総務課は、被服台帳を備え付けるものとする。
- 附 則
- 1 この規程は、告示の日から施行する。
- 2 この規程の施行前に貸与している防災被服類については、この規程により支給したものとみなす。

**熊本県公安委員会告示第4号**

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、熊本県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線名に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和7年10月1日から施行する。  
なお、平成27年3月31日熊本県公安委員会告示第1号（警備員等の検定等に関する規則による熊本県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）は、令和7年9月30日限り、廃止する。  
令和7年3月18日

熊本県公安委員会委員長 吉田 賢一

路 線 名	区 間
一般国道3号	熊本県の全域
一般国道57号	熊本県の全域
一般国道208号	熊本県の全域
一般国道212号	熊本県の全域
一般国道218号	熊本県の全域
一般国道219号	熊本県の全域
一般国道266号	熊本県の全域
一般国道324号	熊本県の全域
一般国道325号	熊本県の全域
一般国道387号	熊本県の全域（阿蘇郡小国町の全域を除く。）
一般国道389号	熊本県の全域（天草市及び天草郡苓北町の全域を除く。）
一般国道443号	熊本県の全域
一般国道445号	熊本県の全域
一般国道501号	熊本県の全域
主要地方道熊本玉名線	熊本県の全域
主要地方道八代鏡宇土線	熊本県の全域
主要地方道玉名山鹿線	熊本県の全域
主要地方道荒尾南関線	熊本県の全域
主要地方道大津植木線	熊本県の全域
主要地方道熊本益城大津線	熊本県の全域
主要地方道熊本菊鹿線	熊本県の全域
主要地方道熊本大津線	熊本県の全域
主要地方道熊本嘉島線	熊本県の全域
一般県道熊本空港線	熊本県の全域
一般県道益城菊陽線	熊本県の全域
一般県道八代港線	熊本県の全域

一般県道八代不知火線	熊本県の全域
一般県道大津西合志線	熊本県の全域

**八代地域保健医療推進協議会公告第1号**

令和6年度(2024年度)八代地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和7年(2025年)3月18日

八代地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)3月24日(月) 午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所  
八代市西片町1660番地  
熊本県県南広域本部5階 大会議室(八代総合庁舎5階)
- 3 議題  
(1) 第8次熊本県保健医療計画の取組状況について  
(2) 第8次熊本県保健医療計画(八代圏域編)の評価方法について  
(3) 救急医療専門部会の報告について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
八代市西片町1660番地  
八代地域保健医療推進協議会事務局(熊本県八代保健所総務企画課内)  
(電話0965-33-3197)

**球磨地域保健医療推進協議会公告第1号**

令和6年度(2024年度)球磨地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

令和7年(2025年)3月18日

球磨地域保健医療推進協議会

- 1 開催日時  
令和7年(2025年)3月27日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所  
球磨郡錦町木上西2-107  
錦町立人吉海軍航空基地資料館 多目的ホール  
(山の中の海軍の町にしきひみつ基地ミュージアム)
- 3 議題  
(1) 第8次熊本県保健医療計画の取組状況について  
(2) 第8次熊本県保健医療計画圏域編(球磨保健医療圏)の取組状況について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先  
人吉市西間下町86番1号  
球磨地域保健医療推進協議会事務局(熊本県人吉保健所総務福祉課内)  
(電話0966-22-1040)